

## 監査役における検討結果

### 1 中部電力における調査の概要

中部電力の全監査役は、調査対象取締役とは利害関係のない立場にある外部法律事務所に調査を委託し、関係資料の精査をおこなうとともに、調査対象取締役や関係する役職員・元役員へのヒアリングを行うなどして、事実関係および関係者の責任を調査いたしました。

その結果を監査役会にて精査し、責任追及の必要性を検討してまいりました。

### 2 中部電力における検討結果

中部電力の全監査役は、元取締役である清水 成信氏（以下「清水氏」という。）には、独占禁止法に違反する行為に関与したことから、取締役としての法令遵守義務に違反したものとして、任務懈怠責任が認められると判断いたしました。これにより損害が発生しているため、厳正な対応を取ることが適切であると判断し、清水氏に対する損害賠償請求の訴えを提起することといたしました。

他方、清水氏以外の調査対象取締役については、善管注意義務違反があったとは認められませんでした。

### 3 中部電力ミライズにおける調査・検討

中部電力ミライズの全監査役は、中部電力における調査（上記1）と同様の調査を実施し、責任追及の必要性を検討してまいりました。

その結果、調査対象取締役については、善管注意義務違反があったとは認められませんでした。

以 上